

ゆなばる社協だより

与那原町社会福祉協議会
令和5年3月1日
第139号

地域のきづな・つながりのある福祉のまちを目指して

コロナに負けない!地域を応援!!

与那原小学校全児童・先生「赤い羽根募金」に協力

令和5年1月19日(木)に与那原小学校の校長室で全児童代表のボランティア委員と先生を代表してボランティア担当の崎原先生より「赤い羽根募金」の贈呈が糸数社協副会長へ行われました。

これまでは、全体朝会での贈呈でしたが、新型コロナウイルス感染防止によりオンライン配信での贈呈となりましたが、ボランティア委員を中心に活動へご協力いただいた児童並びに先生方・保護者の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、今後とも「思いやりの心」を育む環境づくりにご尽力いただきますよう、お願い申し上げます。



与那原町ボランティアセンターではボランティア募集情報をラインで配信しています。興味のあるボランティアがあれば個別でチャットが出来るので便利です。もちろん電話での対応も可能なので是非チェックしてみてくださいね♪

QRは
こちら!



社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は略して『社協』と呼ばれており、社会福祉法(109条)に基づき、全国の都道府県、市区町村に設置され、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした公共性の高い非営利の民間団体(社会福祉法人)です。ボランティア活動や地域住民による福祉活動を支援し、町民及び民生委員・児童委員、自治会、公私の福祉機関、民間団体、行政等の参加・協力のもと、「地域住民の皆様が住み慣れたまちで安心して暮らすことができるまちづくり」をめざして活動を行っています。

与那原町社会福祉協議会の活動費の財源は主に、運営費(人件費)を町補助金でまかない、事業費等に会員(町民)からの会費や寄付金、共同募金からの助成金があてられています。

令和4年度 社協会員(会費) 加入ありがとうございます

社協では会費をはじめ、行政からの補助金・寄付金・共同募金の配分金などの自己財源を活用し地域福祉活動を行っています。多くの皆様が趣旨に賛同して頂き社協活動を支えてくださいますようご協力をお願い申し上げます。

◎本年度も多くの住民の皆様や企業、団体などから社協活動を支える会員として加入いただきました。いただいた会費は地域福祉事業に有効に活用させていただきます◎

NO	特別会員 1口 10,000円	□
1	(有)アトム印刷	1口
2	(株)東部電気土木	1口
3	(株)呉屋建設	1口
4	(有)儀武組	1口
5	医療法人正清会 うりずん	1口
6	(有)沖広販	1口
7	司法書士法人 きゃん事務所	1口
8	(株)吉田組	1口
9	(株)次郎工業	1口
10	(有)アサト電気	1口
11	(株)照正組	1口
12	(株)イマジン	1口
13	(株)ナカソネ電省	1口
14	金秀琉球ファッション(株)	1口

15	沖縄総合警備保障(株)	1口
NO	団体会費 1口 5,000円	□
1	町民生委員児童委員協議会	1口
2	町障がい者協会	1口
3	町老人クラブ連合会	1口
4	町母子寡婦福祉会	1口
5	町ゲートボール協会	1口
6	ワークセンター 愛の園	1口
7	コスモス保育園	1口
8	すみれ保育園	1口
9	浜田ハピネス認定こども園	1口
10	与那原ベアーズI	1口
11	与那原ベアーズII	1口
12	友愛乳児園	1口

13	友愛保育園	1口
14	家庭保育事業きらら	1口
15	株スリービーズとことん	1口
16	のびるひろば	1口
17	サポートセンターあすなろ福祉会	1口
18	キッズまある	1口
19	東の森保育園	1口

NO	賛助会員 1口 200~500円	
1	東部消防本部組合	40,000
2	南部広域行政組合 東部環境美化センター	3,000
3	町役場職員	95,000
4	町社会福祉協議会	6,000

生活支援コーディネーター通信 No.2

江口区の隣近所ではじめた「ゆんたく会」も今月で7回目となるそうです。

12月は知念勉・節子夫妻の94歳の誕生日会と忘年会を行いました。仲睦まじくロウソクを吹く姿に幸せを分けていただきました。参加者も美味しい食事とケーキで長寿をあやかりました。



皆さんの
目標です!
いつまでも
お元気で



ふれあいサロンだより



3月の予定表

- ◎ちゃーがんにゅう体操
毎週火曜日 11:10~11:45
 - ◎体操
毎週木曜日 11:20~11:45
 - ◎脳活デー(予約制)
第1火曜日 14:00~15:00
 - ◎保健師相談
第2・4火曜日 10:30~11:30
 - ◎DVD鑑賞
第2・4金曜日 13:00~15:15
- ※令和5年4月からDVD鑑賞は毎月第2金曜日のみとなります。

ふれあいサロンは与那原町内にお住いの高齢者向けの憩いの場です。ゆっくり楽しい時間を過ごしませんか? 気軽にお越しください!



お茶会



折り紙



フッキング

~ふれあいサロン利用者へお知らせ~

ふれあいサロンご利用頂くには毎年、更新手続きが必要です。令和5年4月よりご来所いただいた際に更新手続きをお願いします。ご協力お願い致します。



生活福祉資金コロナ特例貸付『償還免除』と『猶予』について

県社協では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等で減収のあった世帯を対象に、「緊急小口資金」「総合支援資金」のコロナ特例貸付を令和2年3月25日から令和4年9月30日まで実施しました。その貸付件数は15万件を超え、貸付金額は596億円に上っています。

コロナ特例貸付では、償還時においてなお減収が続く住民税非課税世帯等に対して償還を免除する仕組みが設けられています。また今回、償還が困難な方への猶予が新たに設けられました。償還免除には該当しなかった方で、支払いが厳しいという方は社協へご相談ください。

✔ 『償還免除』に該当する方は下記のとおりです

- 現在受付けている免除対象の貸付は、令和4年3月末までに申請した「緊急小口資金」と「総合支援資金（初回）」です。
- 申請期限（令和4年9月30日）を設けていますが、個別の事情などにより申請ができなかった方に対する申請は、継続して受付けています。お早めの申請をお願いします。

免除要件	申請に必要な書類
①借受人および世帯主の令和3年度または令和4年度の住民税が「均等割・所得割いずれも」非課税	1. 免除申請書（様式1-1） 2. 住民票※世帯全員の記載があり、世帯主の氏名・続柄の記載があるもの 3. 借受人および世帯主の同年度の非課税証明書
②生活保護を受給している方	1. 免除申請書（様式1-2） 2. 生活保護受給証明書
③精神保健福祉手帳（1級）または身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けている方	1. 免除申請書（様式1-2） 2. 該当する手帳のコピー

免除に関する問合せ先

沖縄県社会福祉協議会 特例貸付コールセンター **098-975-9586** 平日（月～金）9:00～17:00
土日祝日 休業

✔ 償還が困難な方への『猶予』が新設されました

◆市町村社協等による面談（生活相談）の結果、借受世帯が下記の要件に当てはまり、用件を証明する書類が提出できる場合、償還猶予の申請を行うことができます。

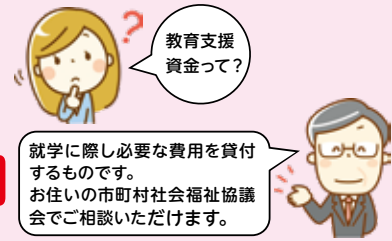
◆猶予の要件

	要件	提出書類
①	地震や火災等に被災した場合	被災証明書、り災証明書等の被災したことが分かる書類
②	病気療養中の場合	診断書など病気療養中であることが分かる書類
③	失業又は離職中の場合	退職証明書、離職票など失業または離職中であることが分かる書類
④	奨学金や事業者向けローン（住宅ローン除く）など、他の借入金の返済猶予を受けている場合	他の借入金の返済猶予を受けていることが分かる書類
⑤	自立相談支援機関に相談し、償還猶予を行うことが適当であるとの意見があった場合	自立相談支援機関からの意見書 ※生活状況などをお伺いし、必要な書類を提出していただくことがあります。
⑥	上記①～⑤と同程度の事由によって返済することが著しく困難であると認める場合	市町村社会福祉協議会からの意見書 ※生活状況などをお伺いし、必要な書類を提出していただくことがあります。

◆猶予機関 1年間

◆申請・ご相談先 与那原町社会福祉協議会 **098-882-9677・098-945-3016** (要予約)

生活福祉資金 教育支援資金のご案内



対象世帯：低所得世帯（生活保護世帯を含む）

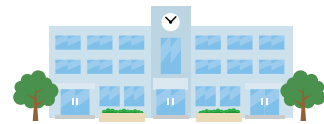
- 世帯の所得が一定の所得以下（生活保護法に基づく生活保護基準額の1.75倍以下）の世帯で、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。

対象学校：高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学

貸付利子：無利子

民生委員・児童委員による援助活動

- 申し込みから返済が完了するまで、地域を担当する民生委員・児童委員が援助活動（相談等のサポート）を行います。



ただし、他の制度が利用できる場合はそちらを優先していただきます!!（他法優先）

- 教育支援資金は、日本学生支援機構の給付型奨学金や無利子奨学金、沖縄県国際交流・人材育成財団の高校育英貸与奨学金などの奨学金制度、または沖縄振興開発金融公庫の教育ローンが利用できずにお困りの世帯を対象としていますので、それらの**奨学金制度等が利用できる場合は貸付できません。**

ただし、奨学金制度を利用される方でも以下の場合にご相談ください。

- ①奨学金の支給開始までの期間に支払いが必要な場合
- ②無利子奨学金の借入のみだと学費の支払いに不足が生じる場合



☆ **資金の種類と貸付額、対象経費について** ☆

資金種類	貸付限度額	対象経費
教育支援資金	高等学校（専修学校の高等課程を含む） 月 52,500円 以内	毎年必要となる費用が対象です。 授業料、施設設備費、教材費、体育会費、実習費、テキスト・ユニフォーム代、後援会費、通学交通費 など
	高等専門学校・専修学校（専門課程）・短期大学 月 90,000円 以内	
	大 学 月 97,500円 以内	
支度費	500,000円 以内	入学時のみ必要となる費用が対象です。 入学金、校友会費、学生保険料、航空賃・船賃、引越費用、敷金・礼金、家財道具購入費 など

～ご寄付ありがとうございました～

令和4年12月17日～令和5年2月17日受付分

◎ **一般寄付金** みなさまからの善意のご寄付に対しまして厚くお礼申し上げます

氏名	住所・区名	説明	金額
匿名様	中島	進学に関する事業への寄付	201,000円
匿名様	東浜	社会福祉事業のため	3,000円

◎ **香典返し** ご逝去された方々のご冥福を謹んでお祈りいたしますとともにご遺族様のご厚情に対しまして心より感謝申し上げます

氏名	住所・区名	故人名	金額
伊集哲様	与原	母：伊集 ツル子様	50,000円
屋比久孝様	港	母：屋比久 静子様	100,000円

編集発行 社会福祉法人 与那原町社会福祉協議会

与那原町字上与那原16番地の2 TEL(098)945-3016/(098)882-9677 FAX(098)946-7970

E-mail : yo-shakyo@leaf.ocn.ne.jp HP : https://yonabarushakyo.com/

